

# 上山ユースバンド規約

## 第1章 趣旨

第1条 上山市内の特に金管バンド演奏に興味をもっている児童生徒を対象として、英国式ブラスバンド演奏活動を通して児童生徒の音楽性を高め、郷土地域社会の文化向上に寄与し、青少年の健全育成に貢献する。

## 第2章 名称

第2条 本団の名称を「上山ユースバンド（上山少年少女ブラスバンド）」とする。

第3条 本団の事務局を主宰宅に置く。

## 第3章 目的と事業

第4条 本団は英国式ブラスバンド演奏活動を通して豊かな心を育て地域文化の向上を図る。

第5条 本団は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会の開催
- (2) 地域の行事等への参加
- (3) 音楽に関する研修活動の実施および参加
- (4) その他目的達成に必要な事業の実施

## 第4章 団員構成

第6条 上山ユースバンド団員は所属学校の吹奏楽部等に所属していない小学四年生以上中学三年生以下の児童生徒をもって構成する。

第7条 団員構成までの順序は次の通りとする。

- (1) 入団希望者を定期的に募集する。
- (2) 募集の詳細については主宰が定める。
- (3) 入団希望者は本規約を了解した保護者の承諾を得ていること。
- (4) 団員の演奏ポジションは主宰が決定する。
- (5) 団員は中学校卒業とともに退団とする。

## 第5章 組織・運営

第8条 本団運営のため運営委員を設置する。

- (1) 運営委員は次の通りとする。
  - ・指導者（主宰）
  - ・指導補助
  - ・庶務
- (2) 運営委員は次の事項の審議を決定し本団運営の円滑化を図る。
  - ①年間事業計画
  - ②年間予算案
  - ③年間事業報告
  - ④年間決算報告
  - ⑤その他本団の事業運営に関する事項

第9条 運営委員の選出は次の通りとする。

- (1) 指導補助は主宰が委嘱する。
- (2) 庶務は主宰が委嘱する。

第10条 会計監査および報告は外部機関等に委嘱し実施する。

## 第6章 組織・加盟

第11条 本団は目的達成のため次の組織に加入する。

- (1) 上山市文化団体協議会
- (2) 日本ブラスバンド指導者協会

## 第7章 会計

第12条 本団の会計は団費、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本団の団費は次の通りとする。

月額3,000円

第14条 本団の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 顧問

第15条 本団は顧問を置くことができる。

## 第9章 規約改正

第16条 規約の改正は運営委員の3分の2以上の賛同を得て行う。

## 第10章 附則

この規約は2016年12月25日より施行する。

この規約は2017年5月9日より施行する。